

郡山市公契約条例等に係るアンケート調査結果
＜ 受注事業者 ＞

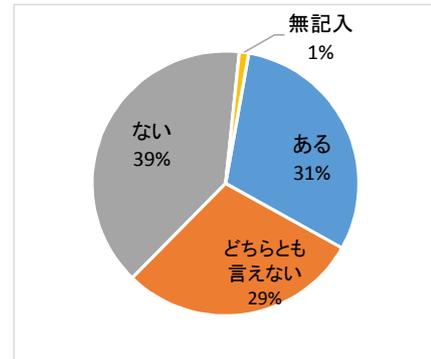
- 調査期間：平成29年12月26日～平成30年1月26日
- 調査協力者：郡山市発注12件、郡山市上下水道局発注15件、計27件の公共事業の受注者及びその下請事業者
- 回答者数： 89 者
(内訳:市 50業者、上下水道局39業者)

平成30年2月
郡山市契約課
郡山市上下水道局総務課

1 郡山市公契約条例について

1① 公契約を受注した者（下請・再委託事業者も含む）には、条例等で定める関係法令の遵守や労働環境確保などの責務が課せられておりますが、条例が施行される以前と比較して、意識していることや変化したことなど、何か変わったと感じることはありますか。

選択肢	元請	下請	未記入	総数	
				合計	全体割合
ある	11	14	2	27	31%
どちらとも言えない	6	20	0	26	29%
ない	13	22	0	35	39%
無記入	0	1	0	1	1%
合計	30	57	2	89	100%

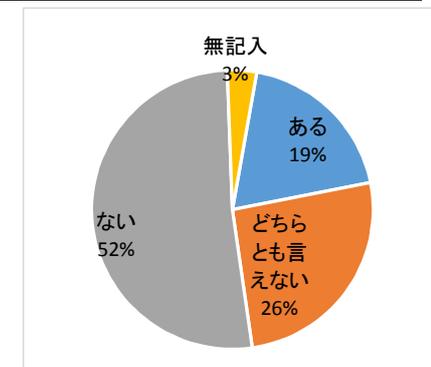


選択した主な理由

ある	元請	以前に比べ法令遵守について考えるようになった。 条例を知らない業者がいるので、説明に手間取った。 関係法令の遵守の確認項目が増えた。 最低賃金を守り、働きやすい環境づくりを意識している。 関係法令、労働環境などの再確認と見直しを行った。
	下請	関係法令と労働環境の見直しなどを行った。 元請と下請との契約の意識が高くなった気がする。
どちらとも言えない	元請	まだ特に意識していない。 初めての工事場所になる為、今後意識して工事を進めていきたいと思う。
	下請	大きな変化はないと思う。
ない	元請	施行以前より関係法令の遵守などを実行しているため。 法令等に従い労働環境を整備しているため。 工事の施工に直接影響するものではないと思うため。
	下請	条例がわからない。 公契約「基本理念」に基づき作業を行っているため。

1② 条例が施行される以前と比較して、公契約に従事する労働者に対して、気をつけていることや、業務等の取り組みで変化させたことなど何かありますか。

選択肢	元請	下請	未記入	総数	
				合計	全体割合
ある	7	8	2	17	19%
どちらとも言えない	6	17	0	23	26%
ない	16	30	0	46	52%
無記入	1	2	0	3	3%
合計	30	57	2	89	100%

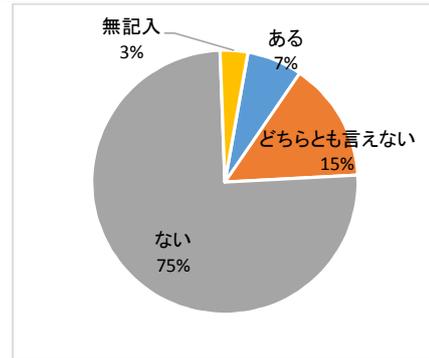


選択した主な理由

ある	元請	労働条件や環境について意見を良く聞くようになった。 休憩所等の環境整備。 公契約条例の周知など。 今までは確認を要しなかった項目にまで調査を要することになった。 定期的に打ち合わせを開催している。 公契約該当現場については社内の契約業務の中で、公契約の履行フローを確認することとし、書類作成にもれがないようにしている。 労務単価や落札率。工事量を基に労働者へ支払える給与を考えた。
	下請	契約書を意識するようになった。 従事者に対して労働環境確保の一環として作業時間の短縮の為に作業効率を高める。また、労働災害防止の為に安全教育の強化。
どちらとも言えない	元請	過度になる残業、休日出勤等をやめさせる。
ない	元請	条例が施行されたことすら知らなかったため。 今までどおりの業務内容で充分であると考えているため。 法令の遵守を徹底しているため。

1③ 条例が施行されて以降、労働環境の報告が必要な工事又は委託業務に従事されている労働者から、労働環境などに関して問い合わせなど、反響はありますか。

選択肢	元請	下請	未記入	総数	
				合計	全体割合
ある	1	4	1	6	7%
どちらとも言えない	5	7	1	13	15%
ない	23	44	0	67	75%
無記入	1	2	0	3	3%
合計	30	57	2	89	100%



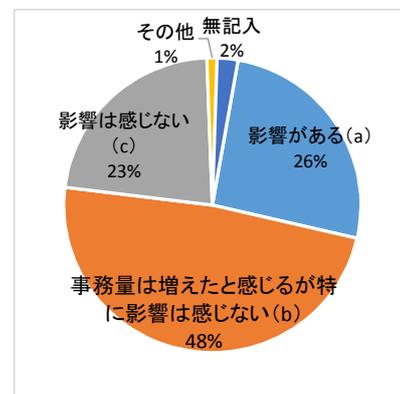
選択した主な理由

ある	元請	各区分、項目の適正化、整備運用確認記録が必要になった。
	下請	単価を上げてほしい。 作業効率からの時間短縮に伴う工期(工程)との調整(バランス)及び整合性のあり方。
どちらとも言えない	元請	自発的な行動はないが、まだ条例施行が浸透していないと思われる。 労働者はあまり知らない人が多い。
ない	元請	問い合わせなどが今のところないため。(4件) 作業内容、賃金等に不満がないから反響がないと考える。
	下請	報告書の作成にそれほど時間を必要としない。 反響はありません。

2 労働環境報告書の作成・提出について

2① 条例第7条の規則に該当する公契約を受注した者(下請・再委託受託業者も含む)は、労働者の労働環境の確保に必要とされる取り組みについて報告が課せられておりますが、その報告書の作成に係る事務量の変化についてお答えください。

選択肢	元請	下請	未記入	総数	
				合計	全体割合
影響がある(a)	5	18	0	23	26%
事務量は増えたと感じるが特に影響は感じない(b)	14	27	2	43	48%
影響は感じない(c)	10	10	0	20	23%
その他	0	1	0	1	1%
無記入	1	1	0	2	2%
合計	30	57	2	89	100%

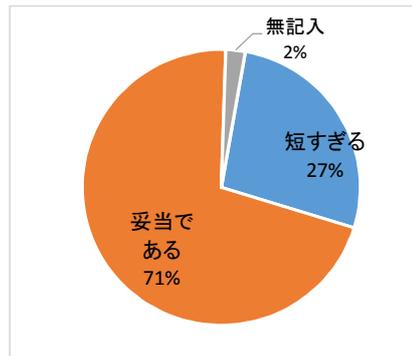


選択した主な理由

影響がある(a)	元請	報告書作成の事務量は増加となる。
	下請	労働環境報告書において、最低労働賃金単価の算出等で時間を要する。
影響は感じない(b及びc)	元請	今後、提出が必須となれば仕方ないと考えるので、特別な影響は感じない。 回収に時間がかかる。回収しても内容に誤りがあり手直しに時間がかかる。
	下請	作成については特に時間がかかることでもないため。 報告書作成に時間を必要としないため。(4件) その日の作業後の内容、事後処理を行なうため、事務員が時差出勤しているため。 不馴れな書類ではあったが一度作成してしまうと特に負担とはならない。

2② 労働環境報告書の提出については、条例施行規則第6条の規定により契約を締結した日から14日以内（下請契約の場合も、下請の契約を締結した日からとなる）に提出するとされていますが、その提出期間についてお答えください。

選択肢	元請	下請	未記入	総数	
				合計	全体割合
短すぎる	4	19	1	24	27%
妥当である	25	37	1	63	71%
長すぎる	0	0	0	0	0%
無記入	1	1	0	2	2%
合計	30	57	2	89	100%



選択した主な理由

選択肢	元請	下請	理由
短すぎる	元請		発注書の発行、請書の返却に時間がかかり、提出までには短い。 元請責任の部分もあるので元請分については仕方ないと思うが、下請業者分についてこのような書類の作成したことがない業者の場合、大変な事務負担になる可能性があるため。 様々な日々の書類があり、忙しいため。
		下請	下請先を選定し、書類の作成、押印のやり取り、提出まででは短い。 下請通知書等、他の書類も作成する時期と重なることから、14日以内に提出は短いと感じる。 30日程度あると良い。 契約する迄の時間を考えると短すぎる。
妥当である	元請		14日あれば余裕を持って作成できる。長すぎると忘れることもあると思うから。 14日の提出期間は、書類作成にも妥当であると思う。 十分に余裕を持たせつつ書類を作成できるため。
		下請	その他の業務があっても期間的には妥当である。 14日以内妥当であると思われる。

2③ 労働環境の報告内容等で、ご要望やお気づきの点などについてお答えください。

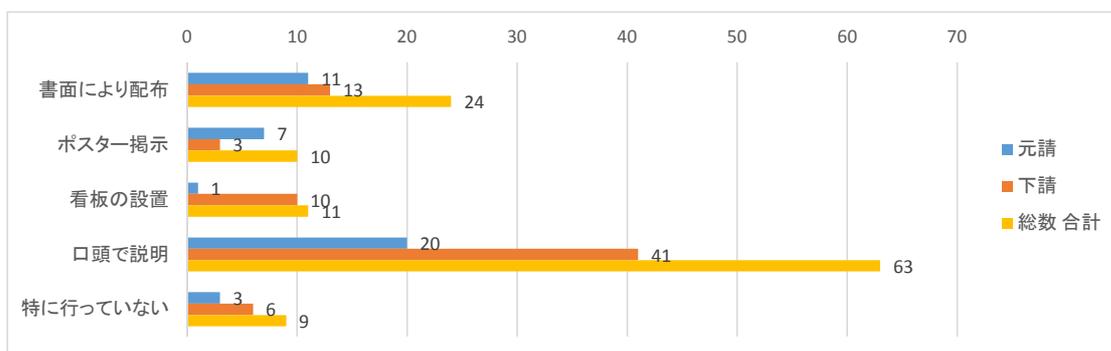
<主な意見>

わかりやすい記入例があったほうがいい。
労働者が入社できる環境にしてほしい。

3 労働者等への周知について

3① 公契約を受注した者（下請・再委託受託業者も含む）は、条例第11条の規則により工事又は委託業務に従事する労働者（下請作業員含む）に対して、労働者本人が従事する・していた業務が条例の適用案件であることなどの周知が課せられておりますが、どのような方法で周知をしていますか。（複数回答可）

労働者への周知方法	元請	下請	未記入	総数	
				合計	全体割合
書面により配布	11	13	0	24	21%
ポスター掲示	7	3	0	10	9%
看板の設置	1	10	0	11	9%
口頭で説明	20	41	2	63	53%
特に行っていない	3	6	0	9	8%
その他	0	0	0	0	0%
合計	42	73	2	117	100%

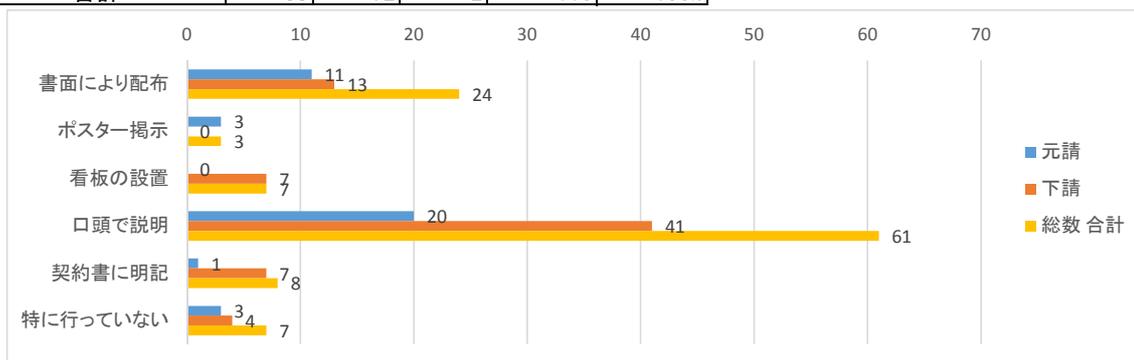


<主な意見>

ポスター掲示	元請	ファイルにファイリングし、常に見れる環境になっている。 簡易的かつ正確な周知。 朝礼等に配付及び口頭で説明。
	下請	駐車場内作業の際には事前に日時、作業内容を明記して、各自宅ポスティングする。作業する場所の入口に看板をウエイトで個定する。作業内容を口頭で説明する場合もある。
看板の設置	元請	事務所前の看板に掲示。
	下請	現場事務所での説明、ファイル常時設置。 駐車場内作業の際には事前に日時、作業内容を明記して、各自宅ポスティングする。作業する場所の入口に看板をウエイトで個定する。作業内容を口頭で説明する場合もある。
口頭で説明	元請	受入れ教育時に実施した。ポスター等があればよいと思う。
	下請	着手時に作業所内で説明。 現場事務所での説明、ファイル常時設置。 定期打合などで口頭説明。 朝礼で説明。
特に行っていない	元請	まだ特別に行っていないが、今後要検討と考える。
	下請	元請からの通達は何もないのでわからなかった。

3② 下請・再委託事業者との契約締結にあたり、当該案件が条例の適用案件である旨をどのような方法で周知しましたか。（複数回答可）

下請事業者への周知方法	元請	下請	未記入	総数	
				合計	全体割合
書面により配布	11	13	0	24	23%
ポスター掲示	3	0	0	3	3%
看板の設置	0	7	0	7	6%
口頭で説明	20	41	1	61	55%
契約書に明記	1	7	1	8	7%
特に行っていない	3	4	0	7	6%
その他	0	0	0	0	0%
合計	38	72	2	110	100%

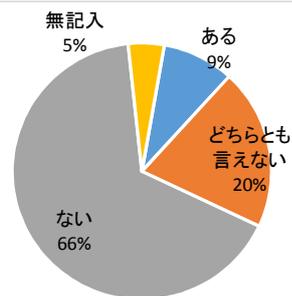


<主な意見>

書面により配布	元請	災坊協・工程会議等で書類(条例のコピー)と口頭で担当者が説明した。
看板の設置	下請	現場事務所での説明、ファイル常時設置。
口頭で説明	元請	契約時に口頭説明を行った。こちらも全て詳しく理解していないので説明が難しい。 簡単な書面や掲示では周知されない恐れがあるので、口頭で説明を行っている。 下請契約時に労働環境報告書を配布し、請書と一緒に返却してもらった。 労働環境報告書をデータで送信後、作成理由(背景)と書き方等を説明した。
	下請	現場事務所での説明、ファイル常時設置。 着手時に作業所内で説明。

3③ 労働者や下請・再委託事業者への周知方法などにおいて、課題や問題、得策など何かお気づきのことはありますか。「ある」を選択した場合はその内容をお聞かせください。

選択肢	元請	下請	未記入	総数	
				合計	全体割合
ある	5	3	0	8	9%
どちらとも言えない	2	15	1	18	20%
ない	22	36	1	59	66%
無記入	1	3	0	4	5%
合計	30	57	2	89	100%



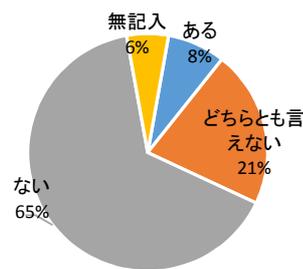
<主な意見>

周知する以前に元請向けの勉強会などあれば理解も深められて周知しやすくなる。
ポスター等を配布してほしい。
単価上げてほしい。
公契約条例について詳しく知らないので、市が主催の勉強会などあれば良い。
作業員に配布できるようなチラシやリーフレット等を作成してほしい。

4 条例に対する要望等について

4① 本条例において、今後、取組んで欲しいことや改善して欲しいことなどはありますか。

選択肢	元請	下請	未記入	総数	
				合計	全体割合
ある	4	3	0	7	8%
どちらとも言えない	5	14	0	19	21%
ない	19	37	2	58	65%
無記入	2	3	0	5	6%
合計	30	57	2	89	100%



選択した主な理由

ある	元請	労働者が入社しやすい条件。
		条件の見直し。
		条例に該当する業者すべてが事務作業が負担に感じることがないようにしてもらいたい。
		市主催の勉強会。
		簡素化、明確化条例や法律は文章がわかりにくいいため、人によって考え方が違うと思う。誰が見ても理解できるようにしてほしい。
		もっと説明文として理解されやすい資料があるとありがたい。

5 その他(意見、お気づきのこと)

本条例は労働者の労働環境改善に関しては良い条例であると思うが、年度末の多忙な時期にアンケートが重なる、ちゃんとしたデータが取れないと思う。(工期に追われ冷静さを失っている)
 工事の施工数量に合った工期の設定をして欲しい。(工期に無理がある場合、しわ寄せは業者とそのスタッフにいくと思います)